

福崎町キャラクター「ガジロウ」の使用について

福崎町地域振興課

平素は、福崎町の観光行政に多大なご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、福崎町のキャラクター「ガジロウ」（以下、「キャラクター」という。）につきまして、使用要領を定めました。キャラクターを使用する内容によっては、使用許諾許可が必要な場合がございます。また、キャラクターを商品（販売を目的として製造する製品（そのパッケージを含む）およびそれに準ずるものをいう。以下同じ。）に使用する際は、有償となる場合がございますので、予め福崎町役場地域振興課へご相談いただきますようお願いいたします。

▼ 申請方法

『「ガジロウ」キャラクター使用許諾申請書』を福崎町役場地域振興課へ提出し、許可を得るものとする。有償の場合は、別途使用許諾契約書を締結します。

ただし、町内の企業及び店舗に限り、申請不要とする。

▼ 使用許諾料

商品の販売総額（販売小売価格（消費税を含む。）にその予定生産数を乗じて算出される金額）に3パーセントを乗じて得た額とする。

ただし、町内の企業及び店舗に限り、無料とする。

▼ 申請不要な場合（要領第3条）

- ・ 福崎町が使用するとき。
- ・ 福崎町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- ・ 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- ・ その他、町長が必要と認めたとき。

▼ その他

詳しくは、福崎町公式ホームページに掲載しております福崎町キャラクター「ガジロウ」使用要領をご覧ください。